原告第2準備書面意見陳述

障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整 違憲訴訟弁護団

意見陳述の要旨

- 1 法の下の平等
- ・2 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
- ・3 令和2年改正法の審議過程

1 法の下の平等 (1)子ども一人にかかる費用に差異はない

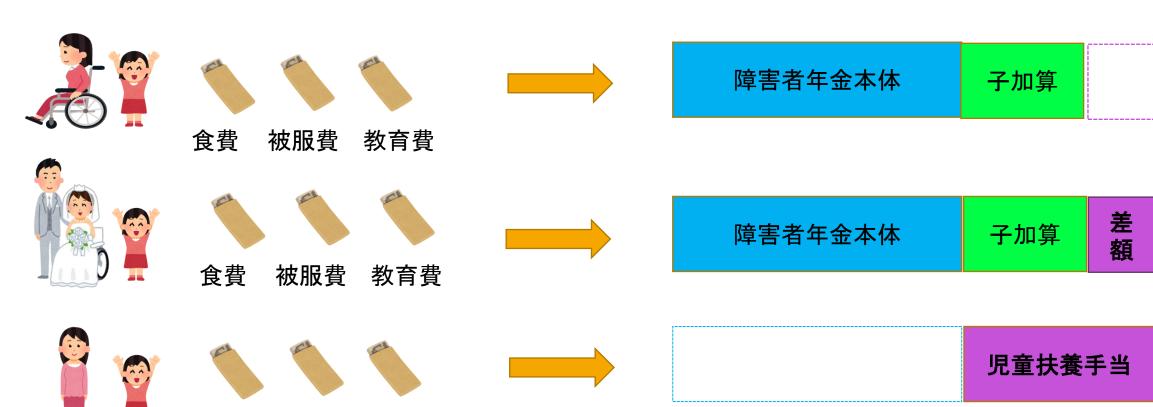
子ども一人にかかる費用は同じ

食費

被服費

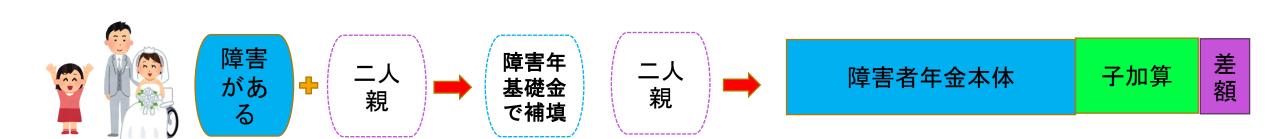
教育費

支給額



1 法の下の平等 (2) 障害のあるひとり親への差別①





1 法の下の平等(2) 障害のあるひとり親に対する差別②

子どもがいることで発生するいろいろな負担 たとえば、子どもの授業参観









障害者年金本体

子加算

一人で対応せざるを得ない









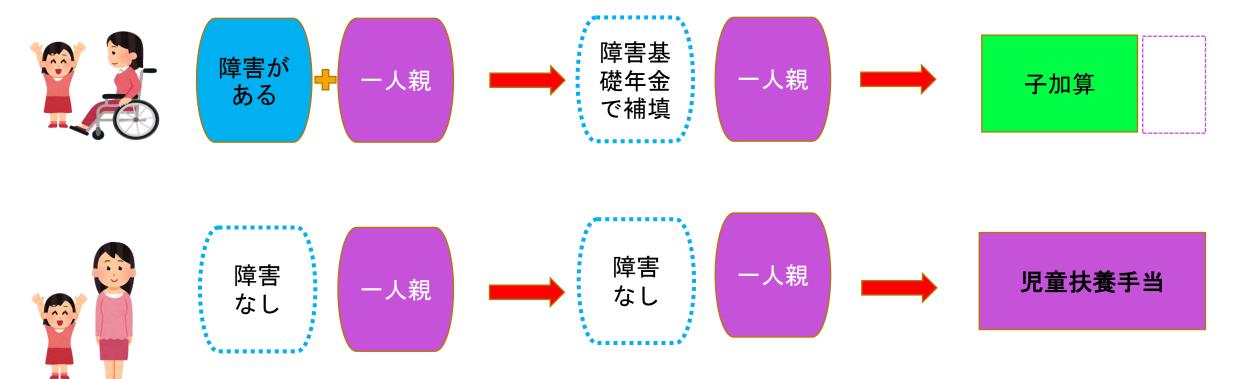
障害者年金本体

子加算

差額

二人で助け合える

1 法の下の平等 (3) 障害者への差別(1)



法の下の平等 (4) 二人親世帯への優遇措置

• 昭和60年改正

・ 平成22年改正(平成23年取り扱い) 平成26年改正で固定化



障害者年金本体

児童扶養手当



障害者年金本体

児童扶養手当



障害者年金本体

子加算

児童扶養手当

状況に変化なくとも生 計維持者を障害のない 配偶者に変更

障害者年金本体

児童扶養手当



障害者年金本体

子加算

児童扶養手当

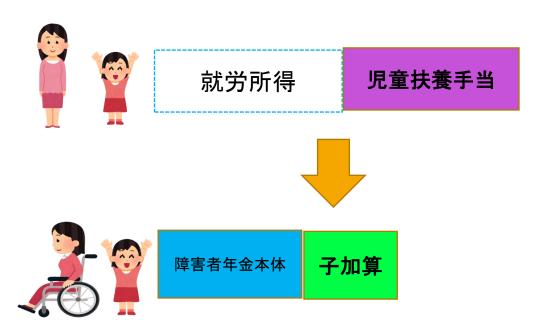
障害者年金本体

子加算

児童扶養手当

1 法の下の平等 (4)二人親世帯への優遇

世帯の給付額の維持? (平成24年改正)





妻就労所得

夫就労所得





障害者年 金本体

夫就労所得

児童扶養手当

1 法の下の平等(まとめ)

差別の構造

- ①障害の有無による差別
- ②ひとり親かふたり親かによる差別

特に、原告は、女性・障害・ひとり親

一人目:障がい発生前誕生 二人目:障害発生後誕生

		障がい福祉年金	子加算		児童扶養手当	
		障害基礎年金	1人目	2人目	1人目	2人目
児童扶養 手当創設 時	母子家庭(障害なし)	×	\backslash		0	0
	父子家庭(障害なし)	×	\backslash	/		
	母子家庭 (母障害)	0	/	/	×	×
	父子家庭 (父障害)	0	/	/		
	二人親 (母障害)	0	\backslash	/	×	×
	二人親(父障害)	0	\setminus	\setminus	0	0
1973 (S48) 年改正	母子家庭(障害なし)	×			0	0
	父子家庭(障害なし)	×	\setminus	/		
	母子家庭 (母障害)	0	\backslash	/	0	0
	父子家庭 (父障害)	0	/	/		
	二人親 (母障害)	0	\setminus	\setminus	0	0
	二人親(父障害)	0	\setminus	\setminus	0	0
1985 (S60) 年改正	母子家庭(障害なし)	×	×	×	0	0
	父子家庭(障害なし)	×	×	×	(注1)	(注1)
	母子家庭 (母障害)	0	0	×	×	×
	父子家庭 (父障害)	0	0	×	(注1)	(注1)
	二人親 (母障害)	0	一(注2)	×	○(注2)	(注1)
	二人親 (父障害)	0	-(注2)	×	○(注2)	0
2011 (H23) 年改正	ひとり親家庭(障害なし)	×	×	×	0	0
	ひとり親 (障害あり)	0	0	0	×	×
	二人親(一方に障害あり)	0	△1	△1	△1	△1
2014	ひとり親家庭(障害なし)	×	×	×	0	0
(H26)	ひとり親 (障害あり)	0	0	0	×	×
年改正	二人親(一方に障害あり)	0	0	0	△2	△2

(注1) 法改正によりH22.8より受給可能となった

(注2) 収入の多い障害のない親を生計維持者とした場合

△1 子加算と児童扶養手当のどちらかを選択可能

△2 子加算と児童扶養手当の差額支給

2 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

所得保障の趣旨(被告主張)

・稼得能力の喪失・低下に対する補填のみ

所得保障の趣旨 (原告主張)

・稼得能力の喪失・低下に対する 補填



・支出や負担の増加に対する補填





平均所得年147万円 (障害1級子4人)

障害基礎年金本体

(障害による稼得能力の喪失・低下)

障害基礎年金の子加算

(生活費等の支出・負担の増加等)

ひとりで子育てするこ とによる支出・負担





母子世帯の平均所得年約243万円

稼得能力の喪失・低下なし

児童扶養手当

(子がいることによる生活費等の支出・負担の増加、ひ とりで子育ですることに対する補填)



لح



は、共通部分があるが、一致するわけではない。

| 2020年6月の児童扶養手当改正

2020年6月に<u>児童扶養手当法改正法</u>が成立

- •2021年3月分から障害年金の子加算との差額が受給できるように
- •本件訴訟において問題としている点が改善された

社会保障審議会



国会

児童扶養手当法が改正されたのは これまでの扱いが不合理だったから

国会での加藤勝信厚労大臣の答弁

2019/11/28 参議院 厚生労働委員会にて

- ・一人親でその方が障害を持っていた場合には併給調整がなされる…(略)…例えばお父さんが障害年金を持っていてお母さんが児童扶養手当をもらう場合には、これは全く併給調整されずに両方もらえる、ここのバランスが変なのではないかという御指摘を委員会、委員会というか審議の場ではいただいて
- ・こういう指摘は我々もしっかり受け止めながら

社会保障審議会での議論

2020/1/17 社会保障審議会にて

- ・平成26年の法改正後も、障害年金を受給しているひとり親家庭は、 就労ができなくとも障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶 養手当が受給できないなど<u>厳しい状況</u>におかれていることを踏まえ、 更なる調整の見直しを図るという、調整方法の見直しを図る
- ・児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との<u>差額を受給で</u> きるようにする

国会での安倍晋三首相の答弁

2020/1/23 衆議院 本会議にて

・障害年金については、現在は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できない仕組みとなっておりますが、児童扶養手当の受給が可能となるよう、障害 年金との併給調整の方法を見直すこととしており、所要の法改正を今通常国会に提出することを予定しております

児童扶養手当法改正の経緯

社会保障審議会

○政府事務局

併給調整の方法を見直し

国会

児童扶養手当の額と障害年 金の子の加算部分の額との 差額を受給できるように

児童扶養手当法改正の経緯

社会保障審議会

○加藤厚労大臣 「<u>バランスが変</u>なのではないかという御指摘」「<u>しっ</u> かり受け止める」

国会

○安倍首相 「障害年金との併給調整の 方法を見直す」

まとめ

障害のあるひとり親に対して、子加算との差額分の児童扶養手当を支給しないこと

違憲・違法